

<2005年委員会議事録②>10月7日郵政民営化に関する特別委員会
～小泉総理に民営化の本質を追求。市場主義導入にはセーフティネット構築が
不可欠と主張。

163-衆-郵政民営化に関する特別…-3号 平成17年10月07日

○荒井委員 民主党の荒井聰でございます。

総理、総理と議論をするのはなかなか機会がないんですけれども、三年前、平成十四年の五月の二十一日、本会議で総理に対しまして、郵政公社法の政府提案に対して私がこう申し上げました。預け入れ限度額の引き下げなど、郵貯、簡保を適正規模にしようとの改善の方向が政府案には見当たりません、総理の見解をお示してくださいという私の質問に対して、総理は直接お答えいただけませんでした。

また、そのときには信書法の提案もあったかと思えますけれども、郵便事業の新規参入についてこの法案ではできないではないですか、そういう提案については、総務大臣に強くその指示をするという御回答がありました。その後、それがなされているとは思われません。

さて、今回、そういうような問題意識から、総理に約一時間、質問をさせていただきますけれども、ただ、この郵政民営化法案にかかわる質疑に入る前に、私が非常に興味を持っている、また非常に心配をして憂慮していることについて、ひとつお聞かせください。

それは、新聞などにも出ておりますけれども、ことしもまた総理は靖国神社に参拝されるという新聞記事が出ておりました。毎年行っているわけですから、ことしも行くのかなという思いはありますけれども、しかし、これが引き起こした日中関係、日韓関係あるいは東アジアでの外交的な緊張というものの影響は極めて大きいものがあるかと思えます。

私は、拉致問題を十年ほど前から手がけておりますけれども、この拉致問題なども、結果的には、中国かあるいはロシアの協力を得なければ問題の解決というのは非常に難しいのではないかというふうに思っております。総理が靖国神社に参拝をするということのために、私は、東アジアの中での孤立感を日本は深めている。その結果が、安全保障理事会での理事国入りを非常に難しい状況に落とし込んでしまっている。

もともと外交というのは、なるべく味方をたくさんふやして、これは選挙と同じですね、今回、内政では味方をたくさんふやしたようなんですけれども、外交面でもそれと同じことだと思うんですけれども、なかなか味方をふやせていないというのが実情ではないでしょうか。

この点について、ひとつお聞かせください。

○小泉内閣総理大臣 日本は孤立など全然していません。だからこそ、ドイツ、インド、ブラジル、協力して、多くの、百カ国以上の賛同を得ながら国連改革に臨んできたわけであります。

結果的に、常任理事国入りというものに対しては、このそれぞれの国に対して賛否両論があつて実現しておりませんが、この協力態勢を得る段階で、今後の国連改革において多くの成果なり前進があつたと見ております。もとより、六十年間できなかつた改革ですから、難しいのは承知しております。

靖国参拝の問題につきましても、靖国参拝しなければ中国が日本の常任理事国入り賛成かという、それはわかりません。この靖国の問題につきましては、もうあえて議論はいたしません。日本としては、ASEAN初めアジア諸国、協力しておりますし、中国、韓国、ロシア、北朝鮮の問題でも、六者の協議、協力、緊密な連携をとりながら、これからの正常化を目指しております。

もとより、私自身、日本が孤立しているどころか、日本に対する期待が大きい、そういう中で、日本の果たす役割を国際社会の中でしっかり果たしていきたいと思っております。

○荒井委員 総理、実は私、一九八六年に中国に行きまして、胡耀邦さんにお会いをいたしました。一九八五年に中曽根さんが靖国神社問題で中国との関係が非常に大きなあつれきを生じ、一九八六年に幾つかの民間のミッションが中国に行つて、その修正をしよう、そういう動きが非常に強くなつたときであります。結果的には、一九八六年から中曽根さんは靖国神社参拝をとめました。

しかし、そのとき引き起こした日中関係のあつれきというものが、結果的には中国の内政の非常に微妙な部分に触れたがために、中国はその後、日本との関係を、極めて密接な胡耀邦さんの政治姿勢が変わつていったというふうに私は理解をしています。

今回も中国の内政がそのように変わりつつあるのではないかと。本来、経済関係でもあるいは政治関係でも、その関係を深めようという姿勢を当初とつておられたように思うんですけども、最近の関係は非常に心配、憂慮しているというふうに考えてございます。

さて、それでは郵政問題に入りたいと思います。

ところで、郵政問題を議論するときいつでも、我が党の議員も議論しておりますけれども、アメリカの対日年次改革要望書、この第一項にのつとつて改革をやっているんじゃないか、こういう私たちの党からの質問がございませぬ。それに対して、小泉総理は、いやいや、その対日要望の前から郵政民営化とい

うのはやっているんだということで御回答があるんです。

しかし、私は、今回の小泉総理や竹中大臣が進めておられるこの郵政民営化問題に関して、アメリカのニューヨークやあるいはイギリスのロンドンの金融界が非常にはしゃいでいるというか、あるいは非常に関心を持っているというか、非常に民営化促進ということの後押ししているというような印象を持っております。そしてまた、それを受けるかのように、ブッシュ大統領も必ず日本との対日交渉のときにはこの郵政民営化に言及をしているという話もございます。

どこの国のリーダーも、その国の利益、国益というものを考えて外交交渉をしたり、あるいはさまざまな交渉をする、これはもう当然なことでありまして。しかし、それを受ける受け手側の方が、それに一方的に押されているというような印象を与えるとすれば、私は、大変マイナスだと思うのであります。

郵政民営化問題というのは、日本の国益に本当の意味でつながっているのか。多くの国民は、これはひょっとするとアメリカの国益につながっているんじゃないかと心配をする人もおられるわけです。私は、これははっきりと、担当者あるいは総理が、これは日本の国益であってアメリカのそのものではないということを言明しなければならないし、それを説明しなければならないと思うのであります。

数年前に長期信用銀行が破綻いたしました。数兆円の公的資金を導入しながら、結果的にはアメリカの外資系資本に買収をされました。また、日本政府もそれを認めたわけでありまして。この点に関して、多くの日本の国民は、これはうまくやられたんじゃないかと思っている人もたくさんいるということです。そんな二の舞にならないのかという暗い気持ちが私はこの郵政民営化の背後にやはりあるんだと思いますよ。それをしっかり説明していただきたいと思えます。

総理にお願いをいたします。

○小泉内閣総理大臣 民営化に対してそういう悲観的な見方をされるから、今回の選挙で民主党は大幅に議席を減らしたんだと思います。荒井議員の言うような印象、考えを私は全く持っておりません。

郵政民営化は日本の経済活性化に資する。アメリカのためにやっているわけではなくて、アメリカが期待するのはむしろ日本経済の活性化でしょう。日本経済が活発に、かつての自信を取り戻してほしい、日本を魅力的な市場にしてほしいということから来る期待だと思っております。

私は、外資警戒論をとりません。むしろ、日本経済がこれから発展していくためには、外国の企業にも日本の株式をどんどん買ってもらうような、魅力あ

る市場にしていかなきゃ日本の発展はないと思っております。

私は、アメリカが郵政民営化の必要性を言うまでもなく、もうかなり前から民営化の必要性を説いておりました。日本経済の発展にとって不可欠だと思っているからであります。

民営化をやっても何ら変わりはないよということを言いますけれども、何で変わらないんですか。まず、公務員、二十六万人もの常勤公務員が民間人になる、これで大して変わらないんですか。これほど公務員が民間人になる改革はないじゃないですか。短時間の公務員、四、五時間働く公務員を入れると二十万人ぐらいいますから、三十八万人の国家公務員が民営化によって全部民間人になる。こんな改革を今までやったことありますか、ないですよ。

今の郵便局、公務員のままやれと民主党は言っています。選挙後ちょっと変わったけれども、選挙前は。選挙前までは、民営化の必要はないとって反対しましたよね。それは郵便局の仕事を役所がやった方がいいということでしょう。民営化になれば三事業に固定する必要はないんですよ。(荒井委員「今アメリカとの話を私は聞いているんですよ」と呼ぶ)言っているんですよ。アメリカのためにやっているんじゃない、日本のためにやっているんだということを言っているんですよ。必要性を説けと言うから必要性を説いているんです。

民営化と公社と、変わらないどころじゃない、大きく変わる。公社のままだったら今の三事業しかできないんですよ。民営化になれば、三事業以外の国民に必要なサービス、事業が展開できるんです。なおかつ、将来、株式を売却していけば株の売却収入も入るでしょう。そして、今は法人税等優遇されている、免除されている。これも、収益のある、今の郵政公社が民間会社になってくれれば法人税なり固定資産税なりを納めてくれます。これが、何にもならない、公社と変わらないと何で言えるんですか。こんな変わる大改革ないじゃないですか。

結局、私が総理になるまでは、もう郵政公社の、公務員の既得権を守りたい、守りたい、みんな反対だったじゃないですか。一部の既得権の公務員の身分を守ろうということで、みんな反対だった。国会まで否決した。こんなことで本当に民間にできることは民間にできるのかとって、解散・総選挙をぶったんですよ。国民は見事な、賢明な判断をしてくれたじゃないですか。反対していた連中も今、全部賛成に回っちゃった、自民党の中では。これほど今までやったら、自民党からやじが起こったんですよ。今、やじは一つもない。参議院なんというのは、衆議院解散けしからぬ、衆議院で多数の議席を得ても参議院で何度でも否決してやると言った、反対していた議員も、くるっと態度を変えて、もう賛成しますですよ。これほど大きな改革はないんですよ。

これをねじ曲げて、国民の民意も尊重しないで、相変わらず、日本はだめだ、

だめだ、そういう悲観論からは民主党は立ち直れないですよ。民主党も、自民党のいいところは見習おう、協力すべきは協力しよう、そうすることによって、また自民党とかわって政権をとれるかもしれない、そういう政党に私は早くなくてほしい。私は、民主党のいいところはどんどん取り入れていきます。

○荒井委員　今は、前の馬淵君も話をしていましたけれども、郵政公社の職員というのはみなし公務員なんですよね。みなし公務員で、お金は出ていませんよね、一般会計から。そういうところを誤解されるような言い回しで、公務員だ、公務員だという言い方というのは違うんじゃないですか。人事院でいう公務員と、いろいろな公務員の定義はあるんですけども、それには入っていないと思いますね。

さて、今総理が今度の選挙で大変お勝ちになったわけですから鼻息が荒いのはよくわかりますけれども、しかし、今度の総選挙、総理自身は郵政民営化の国民投票だと言って解散・総選挙をやられたわけですから。それからいけば、郵政民営化に反対だと言って選挙を戦った人の総得票数と賛成だと言って戦った人の総得票数はほとんど変わらない。あるいは、総得票数では反対派の方が多かったんですよ。だから……（発言する者あり）選挙制度を利用しただけですよ。そういうことでの余り強気の発言は私はどうなのかなというふうに思います。

さて、民営化というのは株式会社になることですよ。株式会社というのはだれのものか。これは去年、ホリエモンさんがニッポン放送の株の買収やあるいはフジテレビの買収の話からよく話題になりましたね、株式会社はだれのものか。株式会社は結局、株主のものなんです。株主に配当をするということが最大の使命なわけですよ。

そうすると、今度の民営化というのは、本当に株主に対して利益配当をするということだけに、それを最大の目的としたそういう民営化会社なのかどうか。これと郵便事業が今進めているユニバーサルサービスというものとは相矛盾しないのか。

ユニバーサルサービスというのは、全国どこでも同じ料金だよということですよ。全国どこでも同じ料金であるならば、郵便事業だって本来、民営化されれば、九州に出す料金と東京都内で出す料金が同じでいいのかという議論は当然出てきますよ、会社の中で。ユニバーサルサービスを規定することによって全国一律の郵便料金にする、それが、この郵政民営化の中で議論されているユニバーサルサービスというものであると思うんです。そうならば、私は、ユニバーサルサービスというものを追求していくならば、なかなか民営化は難しい。利益を追求するという、その民営化の障害になるのがこのユニバーサルサービ

スの問題だと思うんです。

私は、今度の政府の提案というのは完全民営化ですから、三分の一の株式保有をするんですか、むしろユニバーサルサービスを取っ払う、そして株主に利益配当をすることこそ本来の民営化だということを、そういう法律にする方がすっきりしてきれいだ。

そういう問題と、それから私たちは、そうではない、やはりユニバーサルサービスを守るためにはこれは国営でやらなきゃならない、国営に近い形でなければならないんだというふうに整理をするのか。私は、そういう今回の法律の違いがここに出ているんだと思うんです。

これについては、民主党それから竹中大臣にそれぞれお聞かせください。

○竹中国務大臣 御答弁させていただきますが、まず、先ほどちょっと先生がおっしゃったみなし公務員、公社の職員はみなし公務員ではございません。これは国家公務員法上の国家公務員、公務員でございます。

それで、けさほどから随分といろいろ議論になっているわけでございます、官と民の仕分けという言い方もいろいろされますが、実は我々は、官と民というのが、マルかバツか、一かゼロかというような対立概念だとは考えておりません。

これはNTTをごらんいただければわかるわけでありましてけれども、NTTというのは明らかに民間の会社でございます。しかし、これは通信のユニバーサルサービスの義務を負っております。民間の会社だけれども、ある一定の義務を負うという会社は日本じゅうにもたくさんございます。NTTはそういった形での、今回の郵政会社もそうですが、特殊会社でございますが、例えば、電力会社等々も、これは業法によって一つの縛りを受けて、そして民間会社としてやっている、もちろん上場もしている、そういうものはたくさんございます。

したがって、ユニバーサルサービス義務と株式会社が相矛盾するということは全くないと考えております。現実問題として、民営化されたドイツ郵政、そしてオランダ、イギリス、すべて民間の株式会社でありますけれども、ユニバーサルサービスの義務を負っております。

私は、むしろ、政策の議論を今後幅広く進めていく上で、こういうゼロと一ではない、マルかバツかではない、そういう柔軟な発想が大変重要であろうかと思えます。ちょっと発想を広げれば、実はNPO、NGOなんかもそうだと思いますし、PFIも同じだと思いますし、これは官か民かという、そんなゼロか一かの峻別ではなくて、よいところを取り入れて、そしてある程度の公的な義務を負いながらしっかりと民間の活力を発揮していただこう。まさに私は、

これは世界の政策論の潮流であるというふうに思います。

今回も、したがって、公的な、社会的な機能を多く担っている日本郵政株式会社、郵便事業株式会社そして郵便局株式会社は、何らかの形で政府の関与が残る特殊会社としている。しかし一方で、政府の関与を排除しなければいけない金融、銀行と保険会社については、当初から商法の一般法人として設立をしている、特殊会社ではない。そのような形で制度設計をしているわけでございます。

重ねて、したがって、公的な機能を負うということと、株式会社、民営化ということは、むしろ世界の潮流なのであって、それは矛盾するものではないということをご理解賜りたいと思います。

○永田議員 まさに公的部門の仕事というものは、やはり公的な負担においてそのコストを賄いながらやっていく。公的な負担を求めながらもやっていく価値のあるものを公的サービスと呼んでいるわけでありましてけれども、この郵政においても、全国あまねく一律に公平な郵便サービスを提供するという部分、非常に象徴的だと思います。

そして、よくよく見てみると、地域によっては、本当に黒字が簡単に出るところもあれば、どうしても赤字になってしまう部分もある。では、その赤字になってしまう部分を一体どういう性格のお金で賄っていくのかという考え方が民主党と与党案では全然違うということです。

自民党案では、どんどんどんどん業務を拡大して、お金もうけをして、その分本当に新しい仕事を開拓していけるんだったらいいんです。先ほど、JTは画期的な薬をたくさん売り出して大もうけしているという話がありました。では、郵便局は薬をつくるんでしょうか。そういう新しいものをつくってもうけたいけるんだったらいいんですけれども、実際政府から出てくる話というのは、何か住宅リフォームを取り次ぐとか金融商品の販売を取り次ぐとか、そういう取次業務ばかりですよ。それに価値がないとは言わないけれども、非常にそういう安直な方法で価値を生み出そうとしているので、そうすると、それは同じようなことをほかの人もできるわけですから、ほかの人がやっている仕事を奪っているにすぎないんじゃないか。つまり、ほかの人がやっている仕事を奪うことによって全国サービスを展開するためのコストを賄おうと言っているわけです。

私たち民主党はそうではなくて、いわゆる郵便は、例えば、出す人も郵便の便益を受けているんだけど、受け取る人も便益を受けているんです。つまり、潜在的に手紙を受け取る可能性のある人はみんな郵便サービスの恩恵を受けているんです、国民全体がそういう主体なんです。であるならば、このサー

ビスを維持するのは税金で賄うのが筋であろう。もちろん税金のお世話にならなければそれが一番いいんです。そういうふうには制度設計はしてあります。しかし、最後の最後でどうしても困った場合、ほとんど考えられないぐらい困った場合ですけれども、その場合には税金の投入も拒否しない、こういう構造になっているわけでありませう。

○荒井委員 株式会社というのは、一番もうけるやり方というか行動は、大体、損しているところを切っていく、あるいは利益の上がらないところは閉めちゃう、これがやり方ですよ。今ダイエーは一生懸命再建をしようとしていますけれども、非採算部門のところ、もうからないところは今一生懸命閉めようとしていますよね。これが株式会社の資本の論理だと思うし、また、それがなされなければ民間会社、株式会社のメリットは私はないんだと思うんですよ。

そういうことが今回の民営化の中で、政府の提案している法案の中で、そういうものというのはしっかりと機能できない形になっている。本当の意味でもうかるのかということをおいまいにしたまま、そしてそれを、後でまた議論しますけれども、社会貢献基金といったような形で補うような仕組みをつくっておられる。これはなかなか工夫したなというふうに感じますけれども。

ところで、民営化というのは、私は、競争が働く、それによって初めて効果が出てくる、効果が出てくるんだと思うんですね。ところが、郵便事業の場合には、これはクロネコヤマトは撤退しちゃった。撤退というか、入らなかったんです、もう入れないと言ったんです。つまり、郵便事業の場合には競争は働かないということですよ。競争が働かないところでどうやって効率を競い合うのか。それは私は、極めて難しいと。

よく国鉄民営化の話をされますね。国鉄民営化が成功したのは、国鉄という会社は、会社というか特殊法人は、最初から私鉄と同じ業務をやっていたわけですよ、経営形態だけ変えたわけですよ。私鉄と競争すればいいんです。あるいは、国鉄を分割することによって、西日本と競争する。そういう競争原理が働いたから民営化はうまくいったんだと思うんですよ。

しかし、ここはどうなんですか、これは。私は、もしもやるんだとすれば、地域分割の方がはるかに競争原理が働くのに、どうして全国一本の民営化にしたのか。これじゃ競争原理は余り働かないじゃないですか。

これはどうですか、竹中さん。

○竹中国務大臣 民主党の案でもし地域分割の案をお出しになるのであれば、ぜひお示しをいただきたいというふうに思いますけれども、地域分割、例えばどういう場合に地域分割をするのがよいかというのは、いろいろな考え方があ

ろうかと思えます。

しかし、郵便事業、郵便局のネットワーク、これはまさにネットワークを活用した事業でございます。ネットワークを活用するときには、やはりできるだけ、このネットワークを活用するという意味では、地域で分断をしない方がよいというのが一つの考え方であろうかと思えます。もちろん企業の適正規模というのもございますから、適正規模を考えて、今後どのように運営していくか。これはしかし、経営の判断の中で私はしっかりと対応していただければよろしいかと思えます。

いずれにしましても、今、例えば実際の物を運ぶ物流事業というのは、小包においては既にすさまじい競争になっているわけでございますし、宅配便等すさまじい競争になっているわけでございますし、信書に関しては、これは先ほども何度か出ています、ユニバーサルなサービスを義務づける。それを義務づけるための一つの、コインの両面として、信書に関するある種の参入の規制を設けているわけですが、それでも、特定信書に関しては、既に現在、百社を超える事業者が参入して競争しているわけでございます。一般信書に関しても、今後はそのような競争が促進される可能性は十分あるというふうに考えておまして、私たちも、この競争条件をしっかりと見ながら、競争を促進するような形で民営化のメリットを生かしたいというふうに考えております。

○荒井委員 総務大臣、いいんですか。信書便法の改正というのは検討されているんですか。

○麻生国務大臣 町村合併が進んだというのは御存じのとおりですので、その意味では、従来でいきますと、三千二百の市町村の郵便局等々の話に対して、人口比で〇・五、一・〇、一・五、二・〇と、あれは割り振りができております、千人当たり立てますポストの数が決められております。

しかし、今回、いわゆる町村合併が進んだ形で、これを基本的に見直さないかぬ部分が出てくるということも十分考えておくべきではないかということで、先々日でしたか、予算委員会の総理の答弁に基づいて、総務省の中でこのことに関してもう一回見直す必要ありとあって、既に郵政行政局に対して大臣通達を出して、調査をしてみろ、もう一回調べてみる、これだけ町村合併が進んだという前提でもう一回考え直してみろという話はしてあります。

○荒井委員 次に、郵政民営化に至る大きな原因というのは郵貯、簡保の肥大化にあったわけですがけれども、これについて民主党にも答弁をいただきたいんですが、どうして郵貯、簡保がこのような肥大化になったのか。さっき

馬淵さんも御質問の中に若干ありましたけれども、なぜこれほどの肥大化につながっていったのか。

北海道の北洋銀行という銀行は、北海道でも一番大きい銀行ですけれども、貯金残高五兆円ですよ。郵便貯金は、最大のときは二百六十兆、簡保を合わせると三百四十兆という巨大な資金が集まったわけです。集まる過程において、私は、三年前の郵政公社法案のときに、預け入れ限度額を下げろべきだという主張をさせてもらいましたけれども、なぜ政府は巨大化するのをそのままほうっておいたんでしょうか。

民主党と、これは竹中さんがいいのかな、総務大臣ですか、それぞれお願いを申し上げます。

○長妻議員 お尋ねにお答えをいたします。

特に、先ほど総理からもお話がございましたように、預け入れ限度額を三年間で急激に上げて、一千万円まで上げた。その背景には、やはり国債、財投債、この消化をスムーズに進めたい、こういう政府の思惑があったやに考えております。

そして、今回の郵政の問題の本質的な問題としては、おっしゃられるような、郵貯・簡保資金をどうするのか。政府が巨額のお金を持つとろくなことがない、使い込みされてしまう。日本で一番巨額な金がこの三百三十兆円の郵貯・簡保資金、第二位が年金積立金の百五十兆円の資金。この年金積立金の資金は、厚生労働省に持たせたためにグリーンピアなどで使い込まれたというのは周知のとおりでございますが、このリスクを防ぐために三百三十兆円のお金をソフトランディングして民間に静かに流していこう、このリスクマネーの問題だというふうに考えておまして、我が党としては、そういう意味でも、規模を縮小に縮小して、最低限必要なサービスをする。

そして、簡保も巨大でございます。日本生命が四十兆円の資産規模のうち、簡保が百兆円、日本生命の倍以上でございますので、これは、分割して民営化をするということで、そのリスクマネーを民間に流す、縮小して民営化をしていくということでこの問題の解決を図りたいというのが我が党の一つの目的でもございます。

○麻生国務大臣 何でふえていったか。システムがよかったんだと思いますね。基本的にはそうだと思いますよ、システムが悪ければふえませんか。

私は、問題は、集まったことよりは、その集まった金を少なくとも財投とかそういった政府系のものにしか使えないというシステムが問題をこれだけ大きくしたんじゃないのかという一つの面は忘れちゃいかぬところだと思いますね。

それが一つです。

もう一つは、やはりこのシステムというものをやっていくときに、三百とか五百とか、先ほど原口先生が言われたとおり、あの数年でずっと三百、五百、七百、千とふえていったという時期なんですけれども、ちょうどバブルの時期と多分重なっているんだと思って、ちょっと今数字はここにありませんので、大体そういうように思いますけれども。

今、民主党の方々が縮小を毎日していくんだという話をしておられましたけれども、私は、会社の経営をやったことのある人だったら、会社を少しずつ少しずつ小さくしていくことによって会社の社員の士気を高めるなんということは、ばかばかしくてやれませんか、そんなこと。社員にはそんなことできません。したがって、少しずつ大きくしていこうとするのが、社員のモラルを高め、労働意欲を高めるというので、組合としては当然のことだ、私はそう思っていますので、大きくしていくのは当然だ、私はそう思っております。

もう一つは、やはり郵貯にかなり金が偏って集まったのは、あのころは多分、金融のバブルが飛んで、民間金融の信用が落ちた分だけ郵貯に寄ったというのが大きな背景だったんじゃないのかなと分析をいたしております。

○荒井委員 ちょうどそのころ、私は北海道にいましたけれども、北海道拓殖銀行という銀行が破綻をいたしました。これが都市銀行の最初の破綻だと思えます。それ以降、多くの都市銀行あるいは長期信用銀行などが破綻をしていったわけですが、このとき、多くの人が金融不安に陥るんじゃないかということに非常に心配したんですね。結果的には、信用不安の大きな影響はありませんでした。

このときのセーフティーネットの役割を果たしたのは、私は、郵便貯金だったんじゃないか。そして、都市銀行の信用不安が出るような銀行預金が、セーフティーネットという観点から郵便貯金に流れていった、それなりの役割を果たしたんだと私は思うんです。そういう観点が、私は、郵便貯金に対して過小評価されているんじゃないかという感じを持っています。

ところで、民主党にお聞きしたいんですけれども、限度額を引き下げる、一千万円が七百万になる、五百万になる。これは意外と家庭の主婦に人気がないんですよね。私の家内なんかも、何で民主党は下げるんだ、こうよく批判をされます。ところで、おまえさん、幾ら郵便貯金を持っているんだと言ったら、三百万しかない、こう言うんですけれども、だけれども、何となく損した感じになる。それは多くの誤解を私は与えているんだと思うんですけれども、その点について、もう少し詳しく説明していただけますか。

○大串議員 限度額の引き下げでございますけれども、限度額の引き下げにつきましては、趣旨としましては、先ほど御説明のありましたように、全体の規模を縮小するというのが一つの目的でございます、その具体的なやり方につきましては、午前中にも答弁させていただきましたように、経過措置を設けて、満期の来た分から例えば縮小をしていくというような形での、できるだけスムーズな移行を果たしていきたいというふうに考えております。

○荒井委員 結局、郵貯、簡保が巨大化して、金融市場を乱すような、そういうことのいろいろな原因となったのは、私は、当時の政府の政策の失敗、やはりそれが大きかったんだろうというふうに思いますし、また、それを引き下げる、郵貯、簡保というのは民間事業の補完事業ですから、そういう補完事業としてスタートしているわけですから、その原理原則に立ち返れば、何度もその機会があったんだと私は思います。それを見過ごしたということが大きかったんじゃないかということをおは指摘いたします。

ところで、郵政民営化のこの流れというのは世界的な流れであって、私は一九九三年に議員になりましたけれども、その当時から、財政改革あるいは行政改革、そしてその象徴である郵政民営化というのが大きな流れになっていました。

よくその象徴とされているのが、当時、ニュージーランドでありました。多くの方がニュージーランドに行政改革の実態を視察に行かれたと思います。たしか小泉総理もそのころニュージーランドに行かれたんじゃないかと思います。このニュージーランドの行政改革なり郵政改革は、たしか一九八〇年代の後半に始まったと思いますけれども、一九九〇年代前半には、もう既にこのニュージーランドにおける郵政民営化は失敗してしまっただ。オーストラリアの銀行にほとんど買収をされてしまって、いわゆる地域金融の排除という現象が起きて、国民の中から大きな不満が出てき、結果的には、二〇〇〇年に新たな銀行をつくらざるを得ないという事態に立ち至ったはずであります。

さらには、英国などの例も今話をしましたけれども、英国も、やはり一九八〇年代後半に郵政の民営化という議論が大きく沸き起こったやに承知をしております。

同様にドイツも、一九九〇年代の前半だったと思いますけれども、三事業の分離、そういう大きな事業をやったはずであります。しかし結果的には、三万あった郵便局がどんどんどんどんなくなって一万幾らになってしまい、政府が慌てて貯蓄銀行を、ポスト、日本でいえば郵便局ですね、郵便会社の一〇〇%子会社にしたんだと思いますけれども、そういう形で、郵便局との間に上下関係をつくることによって郵便局を減らさない、そういうシステムをとらざるを

得なかったということでもあります。

翻ってみますと、今度の政府の提案というのは、一九九〇年代あるいはニュージーランドがやった当初の案と非常によく似ている。三事業を分離してそれぞれ独立させて、民営化会社として運営をしていく。しかしその後、約七、八年か十年ぐらいかけて、それが大きなミスであった、大変ないろいろなそごが生じてしまった。その国その国の事情はあるでしょうけれども、結果的には、郵便局を守るあるいはユニバーサルサービスを守るというために、あるいは地域金融の金融排除ということが起きないようにするために、郵便局と貯蓄会社というのを大きなリンクにしたということがこの間の流れだったと思うんです。

私は、民主党の案というのはこの流れにあると思います。最後は結局こうなっちゃうんじゃないかと。だから、政府の提案している三事業分離というのはかなり古い制度設計なんではないかというふうに思います。

このあたり、竹中大臣と民主党にそれぞれお聞きさせてください。

○竹中国務大臣 先ほども御答弁させていただいたんですが、諸外国の事例に関しましては、その特殊事情と、それとは別に、一般化して学べるということをやったりしっかりと峻別しなければいけないと思います。

ニュージーランドに関して、失敗だったという御評価だったと思いますが、ニュージーランドの郵政について、つまりニュージーランド・ポストについては、民営化をして、その後も着実な経営を続けているというのが実は一般的な評価でございます。

ただ、ニュージーランドの場合は、その同時期にポストバンクとテレコムも分割・民営化をされた。そして両社は、当時の積極的な外資導入政策、当時ニュージーランドは非常に積極的な外資導入政策をやっていたわけですがけれども、その結果として、オーストラリアの銀行にポストバンクが買収された。そして結果的に、積極的な外資導入政策の結果、大手五行が外資に独占されたということから国内資本の銀行が求められたということですので、これは郵政民営化が失敗であったということではなくて、むしろ、当時の外資導入政策、それで銀行の所有者がほとんど外資になってしまったというところに問題があったというのが私は一般的な評価であろうかというふうに思います。

ドイツにつきましても、これは、一〇〇%成功、一〇〇%失敗という事例はないわけで、いろいろな評価は当然あるかと思いますが、よく言われる、三万あった郵便局が民営化によって一万二千になった、これは事実と反します。

つまり、九五年に民営化されますけれども、まず、東西ドイツが合併されて、それで三万ぐらいに急にふえたというのは事実です。これは、東ドイツが入ってきたから三万にふえた。しかし、民営化の時点で、九五年に民営化ですから、

その時点で既に一万六千まで下がってきているわけですね。民営化になってから減ったというのは一万六千から一万二千幾らぐらいまでのところでありますので、三万から一万二千に下がったのは民営化によるというのは、これは事実には反するというごさいます。

ただ、私たちは、ドイツの事例から学べることはあると思っております。それは、設置基準について十分な定めがドイツの場合ではなくて、そして余りに減ってきたので、その後、設置基準をつくったというのがドイツの事例であろうかと思ひます。であるからこそ、私たちは最初から設置基準をしっかりとつくり、ドイツから学べるところは学んで、そしてしっかりと対応していこうというふうにごさているわけでごさいます。

ドイツの場合は、国際物流等々でむしろ非常に成功して、今活発な活動をしているという評価が専門家の間では一般的ではないかと思ひております。

○荒井委員 結局、どこの例を見ても、最後は、ポスト、郵便会社が貯蓄会社を持つような形でなければうまくワークしない、そういうふうには理解しているんです。なぜならば、日本の郵便局もそうですけれども、小さな郵便局の恐らく七割から八割ぐらひは貯蓄、金融関係でコストを出している。だから、貯蓄関係あるいは金融関係が抜けてしまえばその郵便局はもたないということの意味しているわけですよ。

結局、先ほど資本の論理の話をしましたけれども、株式会社というのは利益を追求するわけですから、もうからないところは委託契約は結ばないでいこう。委託契約を結ばなければその郵便局の金融からの利益は生じないわけですから、つぶれていくというのが、私は、ドイツの事例だし、各国の事例だと思ひんです。

そこで、政府の案では工夫はしていますよね、そののところ。どうやって工夫をしているかというところ、社会・地域貢献基金という基金ですよ。この基金をつくることによって、経営委託、金融の窓口委託をしろということで、ポストと貯蓄、金融とを結びつけよう、そういう仕組みをつくったんだというふうには思ひます。

このやり方、農林省の補助金とよく似ているんですね。だれかに何かをどうしてもやらせたいというときに、補助金を与えてやらせる。しかし、あのウルグアイ・ラウンドのとき、六兆円の金を使ったんです、農林省は。六兆円の金を使って、そして、国際市場にたえ得る強い農業をつくろう、農家をつくろうということで、六兆円の金を使ったんですが、結果的にはそれは失敗したんですよ。補助金というのは、最後は資本の論理に負けるんですよ、企業の論理に負けるんですよ。一時はいいですよ、一時はいいですけども、それを永続的

にということはいけませんよ。

今度のこの社会貢献基金というのは一体どういう仕組みになっているのか、だれがつくるのか、どういうふうにお金を回していこうとしているのか。この部分について、私は、ユニバーサルサービスを守るために、郵便局を守るためにということで大変工夫をしたところだと思うんですけども、実はここにいろいろな問題があるのでないかというふうに私は思っています。

これについていかがでしょうか、竹中さんと民主党それぞれ。

○永田議員 補助金政策によく似ているというのは、私も同じ感覚を持っていました。

国土交通大臣、実は私、役人時代に運輸省に出向をしたことがあります。そこでは運輸施設整備事業団という特殊法人を担当していました。この特殊法人は、簡単に言ってみれば、国鉄の承継法人、なれの果てであります。つまり、JRと非常に仲のいいおつき合いをしていました。

本当はきょうこの答弁に触れないつもりだったんですが、ほかの議員から、ちょっと同じ観点で問題視されていた方がいらっしやっただけで御披露申し上げますけれども、私が役人時代、六年間を過ごした中で、最も嫌な仕事があのかのときの決裁でした。

JRは、本州三社はもうかっているんです。しかし、北海道と四国と九州、あと貨物、赤字になるんですね。赤字になることがわかっていたから、その経営を助けるために、赤字を補てんするために、経営安定化基金という基金をやはり積んでいるんです。この経営安定化基金、これを何とか運用して利益を稼いで、そして赤字を補てんしなさいというのがこの基金の本旨であります。

現在どうなっているかというのと、この経営安定化基金、何と八〇%が政府の関与のある運用の仕方をしているんです。私が決裁を起案したのはまさにこのお金の運用でした。既に民営化された法人だったのに、そこに対して、私が担当していた運輸施設整備事業団がお金を借りたんです。市場では絶対にあり得ないような高金利でした、四%を超えている金利です。一九九六年とかそれぐらいの時代です。そして、この四%ということは、市場金利よりもずっとずっと金利が高い、差額が出てくる、それをどうやるか。どこかに負担をツケ回したんですね。どこに負担をツケ回しているか、私は今は申しませんが、うちの法人は、あの特殊法人は、月末の資金繰りが一切困っていなかったにもかかわらず、一千百億円を超えるお金を借りたんです。これは最終的には国民の負担になったんです、この金利の差額の部分が。

今回も同じことが行われようとしていると私は疑いません。基金を積むというのは、形を変えた補助金を入れるのと同じことなんです。ですから、荒井先

生がお感じになった、補助金のようなものだとおっしゃったのは、まさにそのとおりだと思います。こういうインチキは私は絶対にやめるべきだと思います。以上です。

○竹中国務大臣 今永田議員がこういうインチキはやめるべきだという発言をされたのを聞いて、大変驚いております。なぜならば、民主党の案にも同じような仕組みがあるからでございます。

民主党の案、「公社は、郵政保険会社の株式の処分により得られた収入の一部を、過疎地域等の郵便局の維持に活用することができるものとする。」これは民主党の案ですね。民主党は、補助金であると認識して、インチキだと認識して、この案をお出しになっているということなのだ、そういう御説明になるのだと思います。

私どもは違います。これは補助金ではございません。補助金というのは、政府が意図を持って政府から公社等々に出すわけですが、これはそういうものではございません。これは株式の売却益でありますから、公社の中で完結しているお金であります。かつ、これは国が命じてやらせるものではございません。社会貢献計画自体が、実はこれは経営の判断によって、経営者の判断で社会貢献が必要だという場合につくられるものになっています。もちろんこれは主務大臣のチェックはございますけれども、その意味では、実はこれは経営者の判断がまず最初にあるということになります。

荒井委員のお尋ねは、まず原資は何かということではありますが、基金の原資は、郵便貯金銀行、郵便保険会社の株式の売却益、配当収入等を充てることにしておりますけれども、企業一般の配当の動向を考慮して積み立てたとしても、骨格経営試算や同業他社の株式時価等を考慮すれば、移行期間が終了するまでには一兆円の基金を積み立てることは可能である。まず、原資については、そのように確保できるというふうに考えております。

そして二番目に、基金の運用方法でございますけれども、これは法案では、「会社は、総務省令で定めるところにより、確実かつ有利な方法により基金を運用しなければならない。」というふうに行っているところでございまして、この運用ルールについては省令により規定されることとなりますけれども、いずれにしましても、この運用の失敗による基金の減少が生じないよう、また一定の運用利回りが確保できるよう、国債等確実かつ有利な方法とする必要があるというふうに私どもは考えております。

交付の判断の基準でありますけれども、社会貢献業務とは何かということにつきましては、社会福祉の増進に寄与する第三種・第四種郵便物等に係る業務のうち、基金の交付を受けなければサービス水準を低下させるというもの、ま

た地域貢献業務については、地域住民の生活の安定の確保のために必要であること、郵便局以外の者による実施が困難であること、そうしたことを要件にするということを考えております。そして、その計画の適正性は、主務大臣が計画の認可を行う際にチェックをするということでございます。

交付の仕組みの最後に、交付の効果でございますけれども、この地域、社会にとってその実施が真に必要なサービスを確実に安定的に実施することがこれによって可能になるというふうに考えております。

○荒井委員　しかし、基本はやはり、本社あるいは窓口ネットワーク会社が郵便貯金会社に対して交付をしていく、そして委託契約を結ぶように奨励をしていく、そういう性格だということは変わらないですね。

民主党、今同じものがあるじゃないかというふうに言われましたけれども、いかがですか。ちょっと短く答えていただければ。

○長妻議員　お答えを申し上げます。

我が党の案は、縮小して、決済機能、これは必要だということで、これはあまねく一〇〇%の子会社で実行するというところでございます。

今回、政府案と比較して非常にわかりにくいのが、まさに荒井議員が御指摘された政府案の問題だと思いますが、郵政民営化準備室にお話を聞きますと、結局、例えば首都圏だけの郵便局と郵貯銀行が契約するというのも理屈ではあり得るということでございまして、すべてあまねく郵便局で決済機能を政府の郵貯銀行が実施するというのは経営判断だ、あくまで経営判断だということでございますので、これを明確にすると、その違いがはっきり本来はわかるというふうに考えております。

○荒井委員　今度のこの郵政民営化、郵政改革の本当のねらいというのは、やはり特殊法人改革、あるいは特殊法人改革にどういうふうに結びつけていくのか、そして特殊法人のむだをどういうふうに明らかにし、それを削減していくのかということが本来のねらいだと思うんですね。

その特殊法人改革について、現状、今どうなっているのか。新聞でも、いろいろな政府系金融機関を一つにするんだというような総理の発言があったというお話もございましてけれども、その現状は今どうなっているのか。そして、それによって、特殊法人改革、道路公団の改革のように高コスト構造がそのまま持ち込まれるような、そんな民営化であっては私はならないと思うんですけれども、そのところは、どういうねらいで、どういう効果を今期待しているのか。その進捗ぐあいなどについて御説明ください。

○竹中国務大臣 公的な資金の流れの入り口に郵貯、簡保の問題がある、そして出口に特殊法人がある、そしてそれらを全体として改革していくんだということを我々も重ねて申し上げているつもりでございます。

この出口の特殊法人の改革につきましては、既に、特殊法人等整理合理化計画の対象百六十三法人のうち、百三十六法人について、廃止、民営化、独立行政法人化等の見直しを行う等、改革の成果が上がってきているところでございます。

また、平成十七年度の財投の編成におきまして、特殊法人等が行いますすべての財投事業の財務の健全性につきまして、民間準拠の財務諸表も参考にしながら総点検を行いました。その結果、特殊法人向けの財政投融资額はピーク時の三分の一程度に既に圧縮をされているところでございます。

今後さらに、その中心になります政策金融機関の改革に取り組みます。政策金融機関の改革につきましては、平成十四年に経済財政諮問会議におきましてその基本的な考え方をお示ししておりますけれども、民業補完に徹する、そうすることによって、貸し出しの残高について、将来的にGDP比で半減するという明確な目標を掲げているところでございます。経済財政諮問会議におきまして、十一月を目途に、政府系金融機関八機関について、そのあるべき姿の実現に関する基本方針を取りまとめる予定でございます。

○荒井委員 私は、この民営化議論を通じて、政府案と民主党案というのは基本的な理念にやはり大きな違いがあると。

金融のセーフティーネットというものは必要なんだ、そういう考え方に基づいて、少額にはするけれども、もともと郵貯というのは民間の補完的な事業として成立していたわけですから、少額というのは理にかなっているわけで、なるべく少額にして、しかし地域金融を排除しないような、国民の利便性を確保する、そのために郵便事業とリンクをさせていく、そういう形として制度設計をされたものだというふうに理解します。

これに対して、竹中さんが中心になっておつくりになったんでしょ、この三百四十兆という巨大な資金をとにかく独立させて、マーケットで自由に動けるような、そういう制度設計にしていく。そのときに幾つかの過疎の郵便局が倒れると困るので、地域貢献基金という不思議なものをつくったというふうに理解をしていますが、これについては、私は、なかなかうまくいかないのではないかと懸念を表明して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。